

第二回参議院通信委員会會議録第十一号

昭和二十三年六月八日(火曜日)午前十一時八分開會

本日の會議に付した事件

○郵便儲蓄法案(内閣提出、衆議院送付)

○郵便振替貯金法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(澤水六郎君) それでは只今から通信委員会を開きます。政府委員から發言を求められておりますから、これを許します。

○政府委員(村上好吉) 前回郵便儲蓄法案及び郵便振替貯金法案の説明の際に、二つの點を留保して採決を留保願つたのでありますが、その後修正案について關係の筋と折衝を重ねた結果、時間を取りまして、最近漸くその修正案を提出する運びと相成つたわけでありました。その際に二つのポイントといたしまして、儲蓄法の第六條、(郵便儲蓄に關する條約)郵便儲蓄に關する條約に別段の定めのある場合には、その規定による。この條文に對しまして、この第二項に、外國郵便儲蓄に關する料金は、財政法第三條の規定に拘わらず、條約に規定する料金を超えない範圍において、内閣總理大臣及び通商大臣が命令でこれを定めるといふ意旨の第二項を追加する方針であることと申し上げたのでありますが、この條文の追加に關しましては、政府内部においてその後いろいろ意見の相違がございまして、結局結論をいたしまして、修正案これは條文を追加しなくともよろしいと決定いたしました。

かろうという結論に相成つて、それはこの條文は追加をいたさなくとも差支はない、適當の機会に必要があれば追加するといふことに相成つたのであります。當分差支えないと申しますのは、郵便儲蓄に關する條約は、只今これに關する條約は全面的に停止中でございまして、それが再び復活する時期は平和條約の締結後に相成りますから、それらの時期を待つことにいたしますので、當分現實に問題が起りますまい、今回はここに修正を加えないことにいたしましたのであります。この點につきましては、郵便振替貯金法におきまして同様のことが言えるのでございまして、郵便振替貯金法五十六條の第二項でございまして、

その次に施行期日について保留をいたしましたのでありますが、その結果施行期日は、儲蓄法第三十九條におきまして、原案は「この法律は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する」というのを改めまして「この法律は、公布の日から起算し、二十日を經過した日から、これを施行する」ということに修正したと思ふのであります。

又郵便振替貯金法におきまして第七十一條「この法律は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する」というのを「この法律は、公布の日から起算し、二十日を經過した日から、これを施行する」ということに改めないと思ふのであります。但し、小切手拂に關する規定は、第七十五條の政令の

定める日の翌日から」というのを「昭和二十三年十月一日から」というふうに改めたいと存するのであります。大體に改正案を提出するまでに時間を取りましたことを甚だ恐縮に存しております。先刻申し上げましたような事情でございまして、一應御了承願います。

その次に一言補足して置きたいと存じますのは、儲蓄法におきまして儲蓄の料金はございまして、小儲蓄の金額は一枚につき千圓までを最高限度としております。それから通常儲蓄及び電信儲蓄が最高限を五萬圓といたしております。その當時政府側の答弁としてしまして、その當時はこれを増額する方針を保持していないといふことを申し上げておりましたが、その後いろいろ情勢の變化に伴ひまして、すでに議會に提案されております料金の値上に關する法律、單行法を提案いたしておりますが、その中にこの儲蓄並びに振替の金額の改正も含めておるのであります。その法律におきましては、この最高限を上げることにはいたしまして提出いたしておりました。それは小儲蓄は一枚の最高金額千圓を二萬圓とし、通常儲蓄並びに電信儲蓄は、五萬圓を一萬圓といふことにいたして法律を提出いたしておりました。以上を以て私の説明の補足といたします。

○油井豐太郎君 今の儲蓄の問題ですが、一萬圓となつた場合に、料金は二十五圓というのはこれは變りないので

○政府委員(村上好吉) これは變りません。この料金につきましては新しい法律を提出いたしております。その際それを基に御説明をいたしたいと存じます。

○委員(澤水六郎君) 外に御質疑はございせんか。

○堀越儀郎君 直接儲蓄に關することではありませんが、お尋ねしたい。先般油井委員から御質問があつて、政府委員の方から客觀的の答えではあつたけれども、年金なり、貯金の第二封鎖の切捨てについて、前には切捨てると新聞に出ておりましたが、今日の新聞では切捨てないといふことが出ておるのであります。一應はつきり政府委員の御答を伺いたいと思ひます。

○政府委員(村上好吉) お答えいたします。この問題は讀賣新聞に本日出ておりましたが、大藏省並びに逓信省の事務當局の間では、郵便貯金並びに郵便年金の第二封鎖は金額を動かすといふことに極く最近意見が一致を見まして、政府としてまだ形式的には、正式に決定という形は取っておりませんが、事務當局の意見は一致いたしておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○堀越儀郎君 それでは決定されるものと解釋してよろしいと思ひますか。

○政府委員(村上好吉) 先ずよからうと存じます。

○大野幸一君 ちよつと細かいお尋ねをいたしたいのですが、郵便貯金を戦災で損失してしまつて、僅かな貯金を

している人に限つて零細市民が多いのです。それで逓信省には原簿があつて住所が分るだろう、そういうのを住所に通知してやるとか、何とかしてやらないと、五百圓、三百圓、その當時から見れば多かつたかも知れんけれども、今から見れば少い金額であるけれども、細民に可哀そうだと思います。そういう便宜の措置を大衆のために取れないだろうかといふことをこの際伺いたい。

○政府委員(村上好吉) 只今の御質問は郵便貯金通帳を焼失した場合でございまして、

○大野幸一君 さうでございまして。

○政府委員(村上好吉) 焼失したもので、通帳の記番が分つておりませんれば、原簿を調べて、そいつを拂戻すことは途が十二分に講じられてございまして。

○大野幸一君 ところが私の言ふのは記番が分らない。郵便局は毎月集金に來ておるわけですから、分つておるわけでありまして。記番がないからと言つて金は取りに來なかつたことはない、必ず毎月取りに來ておる。途中でばつと戦災で焼けてしまつた。そのまゝ取りに來なければ、取りに來れば分るが取りに來ないものだから、そのまゝになつておるのが相當ある。こういうものはどういふ救済方法にしておりますか。

○政府委員(村上好吉) 記番が郵便局へ行つて調べた結果分れば、その方法をお取りになればよろしいのであり

ますが、郵便局で調べて分らない、本人も分らない、又何か外にそいつを究明し得る如何なる方法でもよろしうございませう、それを究明する手段を取つて頂かないと、全くこの根柢のないやつに拂うわけには参らないので。

○大野幸一君 いやちよつと、それは私の言ひが、突然で分らないのでありませうが、ちよつと例えれば例を挙げれば郵便局というものは焼けていない。戦災に遭つていない。芝罘内全部の者に對して毎月取りに來たのでございませう。郵便貯金の月額のものを……、ところが、その後は來ないのではありません。向うではちよつと分つておるわけです。分つておるから來たわけです。だから積極的に郵便局に行つて住所の分つておる者に對して知らしめて呉れないかと、こういうのであります。それは分らない、場合の不可能を強いるわけではないのであります。すべてが焼失した場合は止むを得ない。そういう場合があるものであります。これを親切に住所を見付けて記號番號を知らしてやらないか、こういうわけなのであります。轉居先においで……。

○政府委員(村上好君) いや郵便局にお申出になれば、元何町何番地にいた何の誰がしという者である、これは通帳を焼いてしまつたから、あなたのことでは分つておる筈だから、それを調べて通帳の再發行手續をして貰いたいということを郵便局の方へ申出で、郵便局で今までの書類を見てその住所、氏名、それから郵便局でその御本人の間違ひないということが確認されましたならば、その方法は幾らでも取ります。併しどの方がその通帳を焼

いてしまつたのか、焼かない人も焼いておる人も澤山あるのでありますし、何萬人という人を扱つておりますから、その中どの方がそういうものか、當るか、これは郵便局の方から是非どうということにやなく、やはり御本人から申出がないといけないのでございませう。

○委員(深水六郎君) 外に……。

○藤田芳雄君 從來郵便貯金、或いは簡易生命保険積立金を地方の財政に融資していたのであるが、これが最近止められておるうちに聞いているのであります。それは又再開する御意思があるのか、或いはそういうことについて何かお考えを持つておられますかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) 只今の御質問は郵便貯金の資金の運用の問題と、簡易生命保険に郵便年金の資金の運用と二つ含まれておると考えますが、二つ別々にお答えいたしますが、郵便貯金の資金の運用は、これは郵便貯金の資金の運用創設以來全部大蔵省預金部に資金を全部入れまして、預金部が運用委員会を開いて、その委員会の決議を基礎として貸付ております。逓信省若しくは郵便局がその運用を直接やつてはなかつたのであります。それから簡易生命保険や郵便年金の運用は、私詳しくいことはお答えはできませんが、戦争中に運用を大蔵省に皆一括してあり、運用を大蔵省の手でやることに相成つておりました。戦争中やつたものはまだ全部逓信省にその運用権を返還されては参つておらないのであります。後の問題は更に政務次官からお答えいたしますことにいたします。

○政府委員(五坪茂雄君) 今日は大臣

がお見えになる筈であつたのですけれども、重慶の閣議がありまして、こちらへ参ることができませんので、私代りに参つた次第であります。今のお尋ねであります。郵便貯金の方は今御説明がありまして、預金部の方で取扱つておりました。從來簡易生命の方は國家資金の一元化というふうなわけで大蔵省でやつておつたわけですから、今同全國市長會議の際或いは町村長會議の際の決議によつて、或いはその他非常な澤山な、元々復歸して逓信省で運営して呉れという請願なり、希望なりがありますので、逓信省局としては目下大蔵省と交渉して何とかこれを逓信省が運営できるようにいたしたい、かように考へて努力いたしておる最中でありませう。お答え申し上げます。

○堀越儀郎君 今の爲替の問題につきまして希望を述べたのであります。最近の新聞、これは五月三十日であつたと思ひますが、中央郵便局内における非常な大きな犯罪がG・H・Qの方から指摘されたというふうなことが出ておりました。利用者といつたしますと、振替貯金は安全でありますけれども、非常な期日がかかる。勢いやばり普通の爲替で送りたいというのでありますけれども、被取りが頻々に行われるようでありまして、今度のことを聞いて見ますと、G・H・Qが發表しておるというふうなことで、非常に大掛かりなものであります。こういうふうなもので對して、犯罪の動機とか或いは被害者に対するどういふ措置をされたか、この犯罪問題については、これは前の第一回國會のときに相當意見が出まして、當局としては今後は十分に

そういう點について取締るなり、萬事手落ちのないようにしたいという御答辭を伺つておるのであります。まだ引續きそういうことがよく現れるということであつて、利用者に対して非常な不安な感じを抱かせると思ひます。この點について一應よくお考えを承つて置きたいと思ひます。而も今度のG・H・Qから指摘されておるというふうな事柄は相當重大なことじやないかと思ひます。如何でありますか。

○政府委員(五坪茂雄君) お話のごとく郵便關係に御承知のような犯罪者を多數出したというところは誠に遺憾なことでありまして、これは逓信當局の責任であると思ひます。誠に申辭がありませう。多數の者の中どうも監督も十分行き届かぬというふうな關係からこうしたことであつたわけでありませう。今後は監察事務を強化いたしまして、できるだけこういう犯罪をなくすること努力して行きたい、かように考へるのであります。東京中央郵便局における犯罪の状況を申し上げますと、これは本年の一月以來監察部が專門調査員を中央郵便局に派遣いたしました、五月の中頃まで、實に百二十日に互る間、殆んど不眠不休というふうな形で、嚴密に取調べを行つたのであります。その結果が五月十六日に調査完了いたしましたから、それを申し上げますと、大體郵便物又はその内容品の窃取という問題は、被害者が三十六名、件数が一千三百六十六件、金額につきまして三十六萬八千餘圓、これは小爲替が八十二枚と小切手が二十五枚であります。それから次に郵便局相互間に發着する現金中の郵便物窃取、これが被害者が四名、金額が十六萬一千餘圓であります。次に郵便物の不法開投です。これは他人宛の郵便物を開いて内容を盗み讀みしたものの、被害者が十名、件数が一千二百六十四件というふうなことであります。更に切手の剥ぎ取りであります。殊に外國から來た珍らしい郵便切手でありませうが、これを剥ぎ取つた者が、被害者が二名、件数が五十件に達しております。次に郵便料金の横領、これは窓口で收納いたしました料金を正當に處理せずに著服横領したものであります。被害者が二名、件数が七件であります。官物窃取、つまり郵便物の官有品を窃取したり、それから郵便物の毀壊であります。これはリニクサツクなんかにするのに非常に都合がよいのでありますから……、それであるとか、用紙などを私用、自分に使う目的で盗んだもの、これが被害者が多いのであります。三十七名、件数が二百六十二件となつております。その他小包の抜き出したものを食べた、或いは家へ持つて歸つたりしたというものが被害者が五名、件数が五件。こういうことになつておりました。全體の被害者は九十六名、件数は五十三件、金額は五十三萬六千餘圓に達しております。これらのうち悪質な者六十四名は五月二十九日に東京地方檢察廳に告發いたしております。

この不正行爲の動機などを調べて見ますと、戦時中極端な事務取扱簡素化というふうなことが自然に悪い影響を與えて來たということ、第二は戦時中から施設が古くなつて來て、復舊材料が不足しておつたということ、或いは戦時中の人的不足に原

取ります。併しどの方がその通帳を繰

すことにいたします。

今日は大臣

前の第一回國會のときにも相當意見が
出まして、當局としては今後は十分に

が二十五枚であります。それから次に
郵便局相互間に發着する現金在中の郵

て、復舊材料が不足しておつたといふ
ことや、或いは戦時中の人的不足に原

因いたしました、従事員の素質が著し
く低下いたしましたこと、それから給
與條件が悪く従業員の生活に不安を
來たしておるといふようなこと、或い
は幹部の指導力が鈍いためにさうい
うようなことから自然にさういふこと
が行われたといふようなことであるま
す。通信省といひましては今申上げ
ました犯罪の諸條件に鑑みまして、事
務取扱方法の復舊であるとか、或いは
施設の整備増充とか、事故犯罪の取締
強化といふようなことに對しまして非
常に力を加えて、徹底的に是正する考
えであります。御承知のごとく郵政監
察部門の強化増充を圖りましてさうい
うことのないようにいたしたい、かよ
うに考へております。又すでにその郵
政監察部の仕事の一つといひましたし
て、郵便の利用者から苦情申出をして
貰ひまして、それに対する調査處理の
新制度を設けまして、關東や東北地方
に現在實施いたしておりますが、逐次
全國にそれを擴充して、さういふこと
のないようにして行きたい、かように
考へておる次第であります。先にも申
上げましたようにさういふ犯罪を起し
ましたといふことは誠に當局の責任で
ありません。皆さんに對して申譯あり
ません。今後一層監察に力を入れまし
て、さういふことのないように努力い
たしたい考へております。以上お答え
申上げます。

うような考へからされたものであると
思ふ、さういふ點についてもお伺いし
たいと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○説明員(赤座彌六郎君) 只今のGH
Qからの發表になつておることにつき
ましてお答えいたします。

○委員(赤座彌六郎君) 全會一致と認
めさせていただきます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

○委員(赤座彌六郎君) 署名漏れはご
ざいせんか。ないと思ひます。

逓信業務の能率を増進し、その完全な運営を圖るためその業務に従事する職員(以下逓信職員という。)に對し逓信大臣が行う訓練に關し規定するものとする。(訓練の範圍)

第二條 この法律の規定に基き逓信大臣の行う訓練は、逓信職員の適當なる業務の遂行に直接關係があるものに限られる。逓信大臣は、専門的な學科目を除き、一般の學校で通例實施されている學科目について訓練の教程を施すことはできない。

第三條 逓信大臣は、この法律の規定による訓練を行うにつき、この法律で定めるものの外、左の權限及び職責を有する。

一 訓練を必要とする逓信職員に對し、職場訓練に参加すること及び必要な教程を修めることを命令すること。

二 この法律に従い逓信大臣の指定する特殊の訓練を受けた場合には、その訓練期間終了後六箇月を超えない期間は、引き続き逓信省に在職しなければならぬ旨の契約を、逓信職員と締結すること。

三 訓練に必要な施設(寄宿舎を含む。)を設け、及び物品を供與すること。

四 前項第二號の契約を締結しない逓信職員に對しては、逓信大臣は、同號の特殊の訓練を行わないことができる。

(逓信大臣の職權の委任) 第四條 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、部局の長に委任することができる。

(訓練の計畫) 第五條 逓信大臣は、この法律の規定に従い、毎年第一條の業務の各種類別に訓練人員、訓練課程、訓練期間その他の事項を含む訓練に關する實行計畫を定める。

第六條 逓信大臣は、逓信職員の訓練につき必要があると認める場合は、一般の學校その他の教育研究機關等に職員を派遣し、その職員の擔當事務に直接關係のある専門の事項を研修させることができる。

附則 一 この法律は、公布の日から、これを施行する。

二 逓信講習所官制(昭和二十年勅令第三百三十五號)は、これを廢止する。

三 無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四號)の一部を次のように改正する。

第一條 無線電信講習所ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ無線通信ニ關スル技術ノ教授並ニ無線通信士ノ養成ヲ掌ル

第四條中「逓信大臣」を「文部大臣」に改める。

五月二十九日日本委員會に左の事件を付託された。

一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願(第七百七十三號)

一、逓信職員訓練法案に關する請願(第七百八十二號)

一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願(第七百八十七號)

一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願(第七百九十二號)

一、札幌普通逓信講習所の存続に關する請願(第七百九十四號)

一、高等逓信講習所の存続に關する請願(第七百九十五號)

請願者 愛知縣愛知郡鳴海町字華師山 北村猪三郎外 一千五百十八名

紹介議員 栗山良夫君外一名

逓信事業の復興と通信の完全を期するに、從業員に對する教育機構及び内容整備の充實をせしむるに、今國會に政府は、逓信職員訓練法案を提出して從來の逓信講習所制度を徹底的な制度とするとは遺憾であるから請願書記載の各項につき同法案を修正せられたいとの請願。

第七百八十七號 昭和二十三年五月二十二日受理

簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願

請願者 新潟縣南蒲原郡見附町議會議長、大久保大八

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第六百九十六號と同じである。

の逓信從業員を養成してきたが、北海道の開墾に際しては、逓信講習所の施設内容を充實する必要があるが、最近「逓信職員訓練法案」の制定により講習所の廢止計畫を聞くが、道内に在る從業員は各種の特殊事情から道内で養成する必要があるから、從來通りに本講習所を存置せられたいとの請願。

第七百九十五號 昭和二十三年五月二十二日受理

高等逓信講習所の存続に關する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町延田二四四九、財團法人逓信同窓會理事 近藤儀一

紹介議員 堀越義郎君

高等逓信講習所は創立も古く、逓信職員の高養成機關であつて、一萬有餘の卒業生は中堅の幹部職員として活躍しているが、近く「逓信職員訓練法」の實施とともに廢止される由であるが、今後益々業務の能率的な運営を圖るため高度の専門的養成機關を必要とするから、本講習所を存置せられたいとの請願。

第四百十號 昭和二十三年五月二十二日受理

簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願(六件)

六月五日豫備審議のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、電信電話料金法案(豫第八十六號)

一、郵便法等の一部を改正する法律案(豫第八十九號)

第六條 電信法(明治三十三年法律第三十四號)第三條の規定に

することができる。

電信電話料金法案

電信電話料金法案 第二條 電信に關する料金は、別表

は、同様の特殊の訓練を行わない

技官に改める。

電信職員訓練法案に関する諸願

札幌普通電信講習所は、創立以來多數

案(第八十九號)

電信電話料金法案
電信電話料金法
第一條 公衆通信の用に供する電信及び電話(無線電信及び無線電話を含む。以下同じ。)に関する料金は、この法律の定めるところによる。

第二條 電信に関する料金は、別表一の通りとし、電話に関する料金は、別表二の通りとする。
第三條 逓信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要がある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免

することが出来る。
第四條 國際電信及び國際電話の料金は、この法律に定める場合を除く外、條約又は協定の定めるところによる。
第五條 この法律は、昭和二十三年六月十五日から、これを施行する。

附則
法律第三十四號(第三條の規定にかかわらず、内閣總理大臣及び逓信大臣が、命令で、これを定める。

第六條 電信法(明治三十三年法律第五十九號)の一部を次のように改正する。
第十七條中「電信又は電話ニ關スル料金及」を削る。
別表一 電信に関する料金
第一類 電報に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 金 額
第一 電報料 一 普通電報 (一) 市内電報 基本料 累加料 名あて料 (二) 市外電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに 和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに 和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	二十圓 七圓 七圓 三十圓 十圓 十圓
二 翌日配達電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	二十圓 七圓 七圓
三 無線電報 (一) 船舶又は航空機發着 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	六十圓 二十圓 二十圓
四 陸地間無線電報 (一) 陸地間無線電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	六十圓 二十圓 二十圓
五 新聞電報	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	三十圓 十圓
六 新聞無線電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額
七 陸地間新聞無線電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額
八 放送無線電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額
九 同報無線電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額
十 氣象通知電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額
十一 全段天氣電報 基本料 累加料 名あて料	和文五十 字以内 歐文五十 字以内 追加一名あてごとに	十五圓 十二圓 新聞電報料と同額

(一) 全般氣象特報	符號 譯文	八十圓
(二) 全國暴風警報	符號 譯文	百圓
(三) 地方天氣豫報	符號 譯文	七十圓
(四) 地方氣象特報	符號 譯文	百五十圓
(五) 地方暴風警報	符號 譯文	二十圓
(六) 地方暴風警報	符號 譯文	七十圓
十一 寫眞電報		八十圓
甲號		五十圓
乙號		八十圓
丙號		五十圓
十二 模寫電報		八圓
十三 慶弔電報		五百二十圓
(一) 例文電報		四百圓
(二) 任意文電報		二百圓
十四 船舶通報		
(一) 通過電報	登記料を 納付した 場合 臨時請求 の場合	普通電報、翌日配達電報又は 船舶若しくは航空機發着無線 電報の基本料及び名あて料と 同額
(二) 信號電報		普通電報料、翌日配達電報料 又は船舶若しくは航空機發着 無線電報料と同額
(三) 信號料又は郵便料		二十圓
(四) 海難電報		三十圓
第二 特殊取扱の料金		七十五圓
一 至急料		實費
照校料		普通電報料と同額

三	電報受信報知料		普通電報の基本料と同額	電報料及び同文料)の二分の一
四	郵便受信報知料		二十グラムまでの第一種郵便物の料金と同額	
五	追尾電報の追送に関する料金	追送一回ごとに	新たに電報を差し出した場合の料金と同額	
六	再送電報の再送に関する料金	再送一回ごとに	新たに電報を差し出した場合の料金と同額	
七	同文料	原信を除き一通ごとに	原信電報料の二分の一	
八	別使配達料		八十圓	
(一)	島しよあて以外の場 合	十六キロメートル以内 十六キロメートルをこえるときは四キロメートル以内 ごとに	二十圓	
(二)	島しよあての場合		八十圓 但し配達實費がこれをこえるときはその實費	
九	はしけ配達料		八十圓 但し配達實費がこれをこえるときはその實費	
十	特使配達料		八十圓	
第三	その他の料金		四十圓	
一	受取證書料		四十圓	
二	送信前返還料		四十圓	
三	電線託送料		四十圓	
四	略號登記料		四十圓	
五	配達先登記料		四十圓	
六	閱覽料		四十圓	
七	正寫料		四十圓	
八	尋問、改正又は停止に關する料金		四十圓	
九	船舶通報に關する料金		四十圓	
(一)	登記料		四十圓	
(二)	電報による通過報請求通知料		四十圓	

各種別ごとに

和文二百字以内ごとに
歐文二十五語以内ごとに

普通電報又は無線電報の料金と同額

第二類 電信回線専用に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 金 額
第一 電信回線専用料		
一 長期専用の場合		下記以外の場合 (年額)
(一) 線路専用料		新開社又は通信社の専用する場合
陸上線路	一キロメートル	千八百三十圓
海底線路	一キロメートル	一萬二千九百六十圓
(二) 機械専用料	一キロメートル	千二百圓
管架専用機	一座ごとに	八千四百圓
管架二重機	一座ごとに	一萬六千三百二十圓
印刷専用機	一座ごとに	三萬七百二十圓
印刷二重機	一座ごとに	十一萬二千八百圓
(三) 移轉料	一座ごとに	二十二萬五千六百圓
設備費負擔長期専用の場合		實費
(一) 線路専用料	一キロメートル	(年額) 七百七十圓
陸上線路	一キロメートル	
(二) 機械専用料	一座ごとに	一萬四千四百圓
調音専用機	一座ごとに	二萬六千四百圓
調音集信機	一座ごとに	六萬七千二百圓
印刷専用機	一座ごとに	十三萬四千四百圓
印刷二重機	一座ごとに	六千二百四十圓
電話機	一座ごとに	實費
(三) 移轉料		(日額)
短期専用の場合		
(一) 線路専用料	一キロメートル	六圓
陸上線路	一キロメートル	四十三圓
海底線路	一キロメートル	
(二) 機械専用料	一座ごとに	五十圓
管架専用機	一座ごとに	百圓
管架二重機	一座ごとに	三百七十五圓
印刷専用機	一座ごとに	七百五十圓
印刷二重機	一座ごとに	

(三) 機械設備料及び移轉料

第二 高真電信回線専用料及び模寫電信回線専用料

一 長期専用又は短期専用の場合

(一) 線路専用料

市外線専用料

市内線専用料

(二) 機械専用料、機械設備料(短期専用に限る)及び移轉料

臨時専用の場合

線路専用料

市外線専用料

市内線専用料

常時使用する場合

専用の都度作成する場合

第三 無線電信設備専用料及び特殊装置専用料

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

(實費)

第三類 外國電報に関する料金

國際放送電報料

一 對外放送電報

(一) 一箇の周波数による放送の場合

一日總放送時間三十分以内

一日總放送時間一時間以内

一日總放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに

(二) 二箇の周波数による放送の場合

一日總放送時間三十分以内

一日總放送時間一時間以内

一日總放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに

二 外國放送電報

料 金 種 別

料 金 額

(月額)

四千二百圓

六千三百圓

三千五百圓

八千圓

一萬二千圓

六千七百圓

百六十キロメートル以内	四十二圓
二百キロメートル以内	五十圓
二百四十キロメートル以内	五十八圓
二百八十キロメートル以内	六十六圓
三百二十キロメートル以内	七十四圓
三百八十キロメートル以内	八十六圓
四百四十キロメートル以内	百四圓
五百十キロメートル以内	百二十八圓
六百十キロメートル以内	百五十二圓
八百三十キロメートル以内	百七十六圓
九百五十キロメートル以内	二百圓
千二百五十キロメートル以内	二百三十圓
千五百キロメートル以内	二百六十圓
千八百キロメートル以内	二百八十八圓
二千二百キロメートル以内	三百三十圓
二千四百キロメートル以内	三百七十二圓
二千四百四十キロメートル以内	四百十四圓
二千四百六十キロメートル以内	四百五十六圓
至急通話料	普通通話料の二倍
特別至急通話料	普通通話料の三倍
定時通話料	普通通話料の四倍
一定時通話以外の通話	
市外通話區域	
八十キロメートル以内	二圓
二百四十キロメートル以内	十圓
五百九十キロメートル以内	二百圓
千五百キロメートル以内	三十圓

一回ごとに

千五百キロメートルをこえるもの	四十圓
二 定時通話	一の三倍
第四 豫約通話料	普通通話料の九十倍と同額
第五 豫約新聞電話料	普通通話料の百八十倍と同額

第三類 岸壁電話に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 金 額
一 使用料 局設備維持の場合の加算額	一回線ごと	(月額) 二百四十圓 七十二圓
二 市外通話料		第二類第二と同じ
三 通話取消料		第二類第三と同じ

第四類 専用電話に関する料金

料 金 種 別	單 位	料 金 額
第一 市内専用電話料		
一 設備料		
(一) 電話機	一箇ごとに	出願者が物件を寄附しない場合 三千六百圓 出願者が物件を寄附する場合 九百六十圓
(二) 増設受話器	一箇ごとに	二百四十圓
(三) 増設電鈴	一箇ごとに	六百圓
(四) 交換機又は轉換器	一箇ごとに	九百六十圓
(五) 同線	一箇ごとに	實費
二 維持料		
(一) 電話機	一箇ごとに	(月額) 五百八十圓
(二) 増設受話器	一箇ごとに	(月額) 百四十四圓
(三) 増設電鈴	一箇ごとに	(月額) 百四十四圓
(四) 交換機	一箇ごとに	(月額) 二千四百圓

接続五回線をこえると 加算料	一箇ごと (年額) 二百四十圓	用に供するものに限 る。	一箇ごと 二千四百圓
(六) 四線 (七) 四線	一箇ごと (年額) 百四十圓 一箇ごと (日額) 二百四十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 二百四十圓
(八) 臨時中継放送のため 市内電話線を短期專 用させる場合	一箇ごと (年額) 千九百二十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 千九百二十圓
三 附加専用料 同時通線用計機電話機	一箇ごと (年額) 千九百二十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 千九百二十圓
四 移轉料 (一) 電話機 構内移轉の場合 構外移轉の場合 引込線不要のものに 對する減額	一箇ごと 四百二十圓 一箇ごと 六百圓 一箇ごと 八百八十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 四百二十圓 一箇ごと 六百圓 一箇ごと 八百八十圓
(二) 増設電鈴 (三) 交換機又は轉換機 (四) 附屬物品 (五) 電話機交換器若しく は轉換機の移轉又は一 時撤去に伴う場合を除く	一箇ごと 二百四十圓 一箇ごと 二百四十圓 一箇ごと 二百四十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 二百四十圓 一箇ごと 二百四十圓 一箇ごと 二百四十圓
(六) 四線 (七) 四線	一箇ごと (年額) 九百六十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 九百六十圓
五 機械種類變更料 交換又は轉換機 第二 市外専用電話料 一 市外線専用 (一) 長期専用の場合 (二) 一般専用 (三) 官廳専用	一箇ごと (年額) 九百六十圓 一箇ごと (日額) 二百四十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 九百六十圓 一箇ごと 二百四十圓
(四) 官廳専用 (五) 官廳専用 (六) 官廳専用 (七) 官廳専用	一箇ごと (年額) 九百六十圓 一箇ごと (日額) 二百四十圓	市外通話區域 八十キロメートル以 内	一箇ごと 九百六十圓 一箇ごと 二百四十圓

四百七十キロメートルをこえるもの	
(3) 新聞社、通信社及び日本放送協会の専用	一 通話時の普通通話料の五十一倍
(4) 新聞社、通信社及び日本放送協会の時間専用	當該専用區間の一通話時の普通通話料の百六十倍
二分岐引込料	
(一) 同一加入區域内に専用電話機設置場所二箇以上ある場合	(年額) 七千二百圓
(二) 市外通話區域四十キロメートル以内の區間を専用區間とする場合	七千二百圓
(三) 市外通話區域二十キロメートル以内の區間を専用區間とする場合	三萬三千六百圓
(四) 市外通話區域二十キロメートルをこえる區間を専用區間とする場合	八萬六千四百圓
三 端末設備料	
(一) 新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合を除く	一箇所に 四萬三千二百圓
(二) 専用者が専用電話機、器の設備をなす場合	一箇所に 五萬二千八百圓
(三) 電話官署が専用機器の設備をなす場合	一箇所に 四萬三千二百圓
(四) 端末維持料	(年額) 五萬二千八百圓
(一) 及び(三)以外の場合	

(1) 専用區が専用電話機、器の維持をなすとき		一箇ごとに 四千八百圓
(2) 電話官署が専用電話機、器の維持をなすとき		七千二百圓
(一) 電話官署から専用電話機設置場所までの市内線路を専用者の提供した線路によらせる場合		(年額) 百二十圓
(二) 新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合		(日額) 二百四十圓
(三) 市外専用電話回線に轉換する設備料		(年額) 七千二百圓
六 移轉料		市内専用電話の移轉料に同じ
七 特殊裝置料		實費
第三 無線電話設備專用料及び特殊裝置專用料		實費

料 金 種 別	單 位	料 金 額
電話使用料	一箇ごとに	(月額) 四十八圓

郵便法等の一部を改正する法律	
郵便法等の一部を改正する法律	
第一條 郵便法(昭和二十二年法律第六十五號の一部を次のやうに改正する。	
第二十一條第二項中「一圓二十錢」を「五圓」に改める。	第二十三條第四項中「五十錢」を「二圓」に、「十五錢」を「五十錢」に、同條第五項中「二百圓」を「八百圓」に改める。
第二十二條第二項中「五十錢」を「二圓」に、「一圓」を「四圓」に改める。	第二十五條第二項中「百圓」を「四百圓」に、「百五十圓」を「六百圓」に改める。
第二十六條第二項中「一圓二十錢」を「四圓」に、「十五錢」を「五十錢」に改める。	第二十七條第二項中「十五錢」を「五十錢」に改める。
第三十一條第一項中「五圓」を「二十圓」に、「三圓」を「十二圓」に改める。	
第三十四條第三項中「百圓」を「四百圓」に改める。	
第四十三條第二項中「二圓五十錢」を「十圓」に、「五圓」を「二十圓」に、「四十圓」を「百六十圓」に、「三十圓」を「百二十圓」に改める。	
第四十八條第一項中「三百六十圓」を「千四百四十圓」に、「三百圓」を「千二百圓」に、「二百四十圓」を「九百六十圓」に、「二十圓」を「九十圓」に改める。	
第五十條第二項中「二百圓」を「七百二十圓」に、「百二十圓」を「四百八十圓」に、「八十圓」を「三百圓」に、同條第三項中「二十圓」を「七十圓」に改める。	
第五十八條第三項中「五圓」を「二十圓」に改める。	
第五十九條第四項中「十五圓」を「六十圓」に、「十圓」を「四十圓」に改める。	
第六十條第三項中「四圓」を「十五圓」に改める。	
第六十一條第三項中「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。	
第六十二條第四項を次のやうに改める。	
郵達證明料は、三十圓とし、前項の規定による取扱をするときは、十五圓を増す。	
第六十三條第三項中「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。	

「二圓」を「四圓」に改める。
第二十七條第二項中「十五錢を五十錢に改める。」
「圓」を「千四百四十圓」に、「三百圓」を「千二百圓」に、「二百四十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「四十圓」に改める。
「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十圓」を「三十圓」に改める。
第六十八條第二項中「百圓」を「四百圓」に改める。

第二條 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四號）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一圓」を「四圓」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「二錢」を「五錢」に改める。

第三條 郵便爲替法（昭和二十三年法律第 號）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千圓以下」を「一萬圓以下」に、「千圓以下」を「二千圓以下」に改める。

第十七條第一項第一號から第三號までを次のように改める。

一 通常爲替
爲替金額千圓以下の場合
同 四十圓
同 三十圓以下の場合
同 六十圓
同 五千圓以下の場合
同 八十圓
同 一萬圓以下の場合
同 百二十圓

二 電信爲替
爲替金額五百圓以下の場合
同 百圓
同 千圓以下の場合
同 百二十圓
同 三千圓以下の場合
同 百五十圓
同 五千圓以下の場合

同 五圓以下の場合

同 五圓以下の場合

同 五圓以下の場合

三 爲替金額百圓以下の場合
同 十圓
同 五百圓以下の場合
同 十五圓
同 千圓以下の場合
同 二十五圓
同 二千圓以下の場合
同 三十五圓

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「一圓」を「四圓」に改める。

第二十六條第二項中「千圓以下」を「二千圓以下」に改める。

第四條 郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第 號）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項から第三號までを次のように改める。

一 拂込
通常拂込
拂込金額五百圓以下の場合
同 十圓
同 五千圓を超える場合
同 二十圓
電信拂込
拂込金額五百圓以下の場合
同 七十圓
同 千圓以下の場合
同 九十圓
同 五千圓以下の場合
同 百二十圓
同 一萬圓以下の場合
同 百五十圓
同 一萬圓を超える場合
同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

二 振替
通常振替
電信振替
同一口座所管處に属する口座間の振替の場合
同 七十圓
異なる口座所管處に属する口座間の振替の場合
同 百圓

三 拂出
通常現金拂
拂出金額百圓以下の場合
同 十圓
同 五百圓以下の場合
同 十五圓
同 千圓以下の場合
同 二十圓
同 五千圓以下の場合
同 二十五圓
同 一萬圓以下の場合
同 三十圓
同 一萬圓を超える場合
同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

同 一萬圓を超える場合

電信現金拂
拂出金額五百圓以下の場合
同 七十圓
同 千圓以下の場合
同 九十圓
同 五千圓以下の場合
同 百二十圓
同 一萬圓以下の場合
同 百五十圓

第十九條第一項但書中「十圓」を「七十圓」に、同條第三項中「二圓」を「八圓」に改める。

第二十七條第四項、第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「一圓」を「四圓」に改める。

第六十二條第一項中「一圓五十錢」を「二圓」に、「二圓」を「八圓」に改める。

第五條 金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に關する件（昭和二十一年閣令第六十一號）の一部を次のように改正する。

第二條第一號中「千圓」を「二千圓」に、「五百圓」を「千圓」に、「二圓」を「十圓」に、同條第二號中「五千圓」を「一萬圓」に、「三千圓」を「五千圓」に、「二十五圓」を「百圓」に改める。

附則
この法律は、昭和二十三年六月十五日から、これを施行する。

六月五日日本委員會に左の事件を付託された。

一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百十五號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百二十一號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百二十七號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百三十五號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百七十一號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百八十二號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第八百八十三號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第四百三十五號）
一、簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願（第四百四十五號）
第八百十五號昭和二十三年五月二十五日受理
簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願
請願者 愛媛縣伊豫郡松前町會
議長 仲島明泰
紹介議員 久松定武君
この請願の趣旨は、第六百九十六號と同じである。

第八百二十一號昭和二十三年五月二十六日受理
簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願

同 簡易生命保險及び郵便年金積立金運用再開に關する請願

請願者 釜石市長 澤田權左

紹介議員 門外一名

この請願の趣旨は、第六百九十六號と

同じである。

第八百二十七號昭和二十三年五月二

十六日受理

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用

再開に関する請願

請願者 別府市長 藤塚一外一

紹介議員 一松政二君

この請願の紹介は、第六百九十六號と

同じである。

第八百三十五號昭和二十三年五月二

十七日受理

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用

再開に関する請願

請願者 松山市議會議長 大西

紹介議員 久松定武君外二名

この請願の趣旨は、第六百九十六號と

同じである。

第八百七十一號昭和二十三年五月二

十九日受理

簡易生命保険積立金の運用再開に關す

る請願

請願者 川内市長 日高又忠外

紹介議員 岡元義人君

從來地方團體の事業資金の融資は、簡

易生命保険積立金によるところが多か

つたが、昭和二十年頃からこれが禁止

されたため、地方金融機関から借入れ

ているが、多額の融資は困難で、又短

期間の貸付及び利率高等のため、地

方團體の借入は困難で、地方財政の圓

滑な運営が出来ないから、早急に簡易

生命保険積立金の運用再開の措置を講

ぜられたいとの請願。

第八百八十二號昭和二十三年五月二

十九日受理

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用

再開に関する請願

請願者 青森縣知事 津島文二

紹介議員 佐藤尚武君外一名

この請願の趣旨は、第六百九十六號と

同じである。

第八百八十三號昭和二十三年五月二

十九日受理

簡易生命保険積立金の運用再開に關す

る請願(二件)

請願者 網走市長 吉田榮吉外

紹介議員 木下源吾君

この請願の趣旨は、第八百七十一號と

同じである。

第四百三十五號昭和二十三年五月二

十六日受理

簡易生命保険積立金運用再開に關する

陳情(二件)

小田原市長 佐藤謙吉外二名

最近の地方財政は各種の緊急を要する

經費により窮乏し、他面財源としては

大半起債によつてゐるが、現在簡易生

命保険積立金の貸出が停止されてゐる

ため、大蔵省資金部資金の貸出に依存

する實狀で、このまま放置すれば、地

方行政の圓滑な運営は被擾されるか

ら、簡易生命保険積立金貸付制度を再

開せられたいとの陳情。

第四百四十五號昭和二十三年五月二

十八日受理

簡易生命保険及び郵便年金積立金運用

再開に關する陳情(六件)

西宮市長 原田一郎外七名
この陳情の趣旨は、第二百八十八號と
同じである。